

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (402052)	
地域名 (地域内農業集落名)	椿 (椿)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第6回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、ここ数十年来、農地から宅地への開発が急激に進行しており、今後も宅地造成の計画があることから、さらなる農地の減少は否めない。
 そのような環境の中にあつて地域内の農業者の中には、次世代に引き継ぐべき後継者がいないことから、近い将来、耕作をやめることも検討している人もおり、その課題解決が急がれるところである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物として引き続き生産をしていくが、地域外から希望する農業者を受け入れ、イチゴやメロン、スイートコーンなどの園芸作物も栽培できるような環境の確立が考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	2.40 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。
 保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等しており農用地としての復旧が困難なところ、また直近で転用予定のある農地としている。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集団営農による農地の集積化を基軸にして、耕作者の負担軽減となる農地の活用を目指す。希望する担い手を集め、農地利用適正化推進委員等の意見を踏まえつつ、所有者との調整・協議を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
所有者の意思・意向が最重要課題であり、管理機構の活用については、関係機関との連携をとりながら段階的に活用に向けて協議する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状では、支障は少ないものと思われるが、必要が生じれば検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAその他関係機関と連携し、経営体の確保ができるのであれば検討することも考えられる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化・軽減化に寄与できるのであれば、委託することも検討する必要がある。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>⑦地域で連携し、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めたところで、適切な農地維持管理を行う。</p> <p>⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。</p>				